

# 飼い主は愛情と責任をもつて

ペットの飼い方



ペットも家族の一員です

ペットも家族の一員です。愛情をもって終生飼うためにも、次の点に注意して責任をもって飼いましょう。

- ペットを飼おうとする前に、終生飼養できるか家族でよく話し合おう。
- ペットの世話をよくし、鳴き声などで近所に迷惑を掛けないようにする。
- 犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となるので、

絶対にしない。

- 犬の散歩は引き綱をつけて、犬の動きを制御できる人が行う。犬の排せつ物は、飼い主が責任をもって始末する。また、猫についても他人の敷地で排せつすることのないよう十分注意する。

- ペットは捨てたり虐待したりしてはいけません。やむを得ない理由で飼えなくなった犬・猫は、動物愛護センターに引き取ってもらおう方法もあります。また、毎週火曜日の午後3時～3時10分までの10分間、閉庁日を除く(同センターの巡回車が印旛保健所成田支所で引き取りを行っています)。

- 犬を飼う場合は登録(生涯一度)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。また、転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしてください。

「相談・手続きなどの窓口」

- ・ 犬の登録に関する手続き…環境衛生課 ☎20 15331
- ・ 咬傷事故などの届け出…印旛保健所成田支所 ☎26 72331
- ・ 犬・猫の引き取り…県動物愛護センター ☎93 57111
- ・ ペットに関する各種相談…(財)千葉県動物保護管理協会 ☎04 3 214 7814

6月1日は人権擁護委員の日

気軽に「ご相談ください」

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、「育てよう一人ひとりの人権意識」思いやりの心・かけがえのない命を大切に」を啓発重点目標に掲げ、積極的な啓発活動を展開しています。

6月は、人権擁護委員の日に合わせて、「もめごと・なやみごと・苦情相談 人権・行政相談」を1日(水)に実施します。

当日は法務大臣から委嘱された人権擁護委員が皆さんからの人権

にかかわる相談について秘密厳守でお受けします。

また、相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

もめごと・なやみごと・苦情相談 相談日 毎月第4火曜日(6月は1日(水)に開催)

時間 午前10時～午後3時  
場所 市役所2階201会議室

くわしくは市民支援課市民相談室 ☎20 1507(へ)。

住宅地などでの農薬の使用

農薬が飛散しないよう「ご注意を」

住宅地などで農薬を散布するとき、農薬が飛散して周辺の住民などが被害を受けることがあります。住宅地内および住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜園など)で栽培している農作物や、庭木などに農薬を散布するときは、次のことを守り、農薬が飛散しないよう注意してください。

周囲に影響が少ない時間帯を選び、風がないときや弱いときに最小限の範囲にとどめ、風向き

や散布方向などに注意する

庭木など、食用としない植物への散布でも、農薬取締法に基づいて登録された農薬を、使用上の注意を守って使用する

周辺住民に、事前に農薬の使用目的、散布日時、農薬の種類などを連絡し、散布時には立て看板を表示するなどして区域内にほかの人が入らないようにする。特に、近くに学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する

農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類または名称、希釈倍率、対象植物などを記録し、一定期間保管する

農薬と健康に関する相談は農政課 ☎20 15441(または健康増進課 ☎27 1111)へ。



空き缶や吸い殻の投げ捨ては、条例で禁止されています

ストッポイ捨て

## 飲料用井戸水の

## 浄水器に補助金を交付

市では、飲料用として使用している井戸水から、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素または、ヒ素が基準値(下表)を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する人に対し、補助金を交付しています。

補助金額は15万円を限度に、浄水器の購入・設置費の2分の1とします。

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請書の

提出などの手続きと、その審査が必要になります。

水道が整備されている地区の人は、補助金の交付は受けられません。また、現在対象物質を除去できる浄水器は、逆浸透膜方式などであり、活性炭方式、中空糸膜方式、セフミック方式などの浄水器では補助金の交付は受けられません。

対象物質	基準値
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/l
ヒ素	0.01mg/l

くわしくは環境対策課 ☎201532へ。

## 限りある水を もつと大切に

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。漏水にご注意を

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターが1針が動いていたら、早急に成田市指定給水装置工事業者に連絡して修繕して下さい。

## 消費生活モニターが 決まりました

市では、消費者の実態や意見、要望などを把握するため、消費生活モニター制度を設けています。消費者の代表者であり、市民の皆さんと行政とのパイプ役である消費生活モニターは、モニター会議や研修会などを通じ、消費生活を向上させるためのお手伝いをしています。

今年度の消費生活モニター20人が決まりましたので紹介します(敬称略)。

石本興亜(加良部) 井上晴美(不動ヶ岡) 入口えい子(加良部) 岩館幾代(新妻) 宇都三枝子(玉造) 大木静江(玉造) 小川典子(本城) 小川裕子(中台) 川瀬敏恵(江弁須) 川又桜子(上福田) 郡司世子(山口) 斎藤恵(加良部) 高木雅子(郷部) 高倉保宏(橋賀台) 瀧澤政代(宗吾) 中村吉孝(吾妻) 福井照代(中台) 藤崎美紀(囲護台) 前田真樹子(中台) 松本満里子(土屋)



消費生活展で情報提供

くわしくは商工観光課 ☎20-1540へ。

くわしくは市水道部業務課 ☎220269へ。

## 迷惑駐車

## 運転者の モラルにかかっています

最近、駅周辺だけでなく、住宅街などにも迷惑駐車が横行し、取り締まりを強化して欲しいとの苦情や要請が後を絶ちません。

市では、街頭啓発などを通じ運転者の意識改革を訴えています。また、警察署に取り締まりを要請し、実施してもらっています。

迷惑駐車は最終的に運転者一人ひとりのモラルや良心に頼らざるを得ません。迷惑駐車をする人は、近くの居住者や関係者が多いと思われるので、周囲の人で話し合ってみてください。

くわしくは交通防犯課 ☎201527へ。

## 成田テレビ中継局

## 混信障害のない 放送を

毎年5月から8月にかけて、外国電波による混信障害により、NHK(東京タワー受信)の総合・教

育テレビの映像が時間帯により乱れることがあります。

成田テレビ中継局の電波を受信すると、きれいな画面で見られます。小型のUHFアンテナで民放を含めた次の7局が受信できます。千葉テレビを受信しているところは、U・U混合器で混合します。



成田テレビ中継局の電波できれいな画面

## 成田中継局のチャンネル

NHK総合	51
NHK教育	49
日本テレビ	53
TBS	55
フジテレビ	57
テレビ朝日	59
テレビ東京	61

くわしくはNHK受信相談係 ☎0570003434へ。



# 本人以外の申請は委任状を

印鑑は、不動産の登記、金銭の貸借などわたしたちの日常生活に幅広く使われますが、「実印」として使用するには登録が必要です。本人と代理人では手続きが異なりますのでご注意ください。

## 本人が申請する場合

【その場で登録できる場合】

登録する印鑑のほか、運転免許

証・パスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書・写真と公印のあるもので有効期限内のもの）または、成田市に印鑑登録している人の、保証書を持って市民課へ。

委任状が必要です。本人の意思を確認するため、照会書<sup>①</sup>を自宅に郵送します。

## 本人が申請する場合

本人が登録印鑑を持って、市民課で印鑑登録証<sup>②</sup>亡失届の手続きをしてください。

「照会書」を自宅に郵送します。照会書の、回答書欄

に必要な事項を記入して登録する印鑑を押し、本人確認をできるもの（保険証、年金手帳など）を持って市民課へ。

## 代理人が申請する場合

登録者の印鑑と委任状が必要になります。また、申請書には登録者の住所、氏名、生年月日を記入しますので、代理人にお知らせください。なお、代理人の印鑑も必要になります。

## 申請する場合

代理人が申請する場合、その場で登録できません。登録する印鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する委

任状が必要で、照会書<sup>①</sup>を自宅に郵送します。

照会書を受け取った後、「回答書欄」に必要な事項を記入して登録する印鑑を押し、市民課に持参してください。

なお、回答書を本人が持参できない場合、委任状と代理人本人を

確認できるものが必要です。

印鑑登録証(カード)を無くしたら

本人が登録印鑑を持って、市民課で印鑑登録証亡失届の手続きをしてください。

代理人が申請する場合

登録者の印鑑と委任状が必要になります。また、申請書には登録者の住所、氏名、生年月日を記入しますので、代理人にお知らせください。なお、代理人の印鑑も必要になります。

登録印鑑を無くしたら

登録者本人が、市民課で印鑑登録廃止申請の手続きをしてください(病气などで来庁が非常に困難な場合は相談してください)。

なお、再度印鑑登録する場合は新規登録初めての登録と同じ方法です。代理人の場合は、即日登録はできません。証明書も当日は

発行できません。

登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できません。登録手続きの前に確認してください。

○住民基本台帳・外国人登録原票に記載されている氏名や氏・名を表していないもの

○印影の大きさが、1辺8ミリメートルの正方形より小さいもの

○氏名以外の事項(職業など)や模様が入っているもの

○変形しやすい材質のもの(ゴム印など)

○印影がはっきりしないもの

印鑑登録は、市役所1階の市民課で申請してください。赤坂と遠山の分室では登録できません。「印鑑登録証明書」はそれぞれの分室でも取ることが出来ます。くわしくは市民課 ☎ 201525 へ。

## 水道メーターの交換

委託を受けた業者が交換に伺います

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められています。

## 6月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
6月13日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区	午後10時
6月14日(火)	並木町(沢山・日本松)地区	午後10時
6月15日(水)	飯田町・不動ヶ岡地区	午前4時

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22-0269 へ。

なお、交換作業は無料です。くわしくは市水道部工務課 ☎ 220269 へ。

す。このため、使用期間が満了となる水道メーターについて、順次交換を行っています。該当する家庭や事業所などに市から委託を受けた業者が交換作業に伺いますので、ご協力ください。

# 心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

## 一人で悩んでいないで相談してみませんか？



毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。

### 相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 わ せ 先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	1日(水)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	21日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	21日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	9日(木)・23日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	18日(土)	13:00～16:00	ユアエルム	県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎23-3286
女性就業 内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	7日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	2日(木)・16日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎20-1536
健康体力相談	7日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	成田市教育センター ☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいルーム21	教育相談室 ☎20-1414